

第8章 農業関係団体の動き

1 農業協同組合

（農業協同組合の役割）

農業協同組合は、農業者が自主的に設立した協同組織として、営農指導や信用、共済、購買、販売等の事業を行っており、組合員の経済的・社会的地位の向上や地域農業の振興はもとより、本道においては、金融サービスの提供や生活店舗の運営など、地域住民にとっても欠かせないインフラを供給するという、重要な役割を担っています。

令和5年（2023年）3月末現在の総合農協数は102組合となっており、中央会の会員組合等で構成するJAグループ北海道では、令和3年（2021年）11月に開催した第30回JA北海道大会において、農業所得の増大と農業協同組合収支の安定的確保を両立するため、組合員と農業協同組合・連合会が対話を通じて「実践方策」を設定し、その実践と改善をくり返すことで、農業協同組合運営を好循環させることとしています。

（組合員の状況）

令和3事業年度（2021事業年度）における総合農協の組合員数は、正組合員数が5万9,244人（前期比98.0%）、准組合員数が28万4,196人となり（前期比98.9%）、全体では、前事業年度に比べ1.3%減少し、34万3,440人となりました。

総組合員数に占める正組合員の割合は、前事業年度に比べ0.1ポイント減少して17.3%となっています。また、1組合当たりの正組合員戸数は、平成17事業年度（2005事業年度）に比べ128戸減少して378戸となり、正組合員戸数が600戸以上の組合の割合は、17事業年度に比べ6.9ポイント減少して16.3%となっています。

図表8-1-1 総合農協の概要（北海道）

（単位：人、%、戸）

区 分		H17事業 年度末	22	27	29	30	R1	2	3
組 合 員 数	正 組 合 員 (1組合平均)	82,859 663	73,056 658	66,806 613	64,654 593	63,565 583	62,470 573	60,445 555	59,244 570
	准 組 合 員 (1組合平均)	249,063 1,993	267,246 2,408	292,510 2,684	293,297 2,691	291,353 2,673	289,372 2,655	287,372 2,636	284,196 2,733
	計 (1組合平均)	331,922 2,655	340,302 3,066	359,316 3,296	357,951 3,284	354,918 3,256	351,842 3,228	347,817 3,191	343,440 3,302
	正組合員比率	25.0	21.5	18.6	18.1	17.9	17.8	17.4	17.3
正 組 合 員 戸 数 (1組合平均)		63,221 506	54,929 495	48,442 444	46,105 423	44,976 413	43,804 402	41,980 385	39,305 378
職 員 数 (1組合平均)		14,119 113	12,893 116	12,555 115	12,637 116	12,530 115	12,377 114	12,465 114	12,265 118
正組合員戸数/職員数		4.5	4.3	3.9	3.6	3.6	3.5	3.4	3.2
総 合 農 協 数		125	111	109	109	109	109	109	104

資料：農林水産省「総合農協統計表」、北海道農政部調べ

注：事業年度末の数値は、出資組合のうち事業活動を行っている総合農協の決算期末データを集計したもの。

図表8-1-2 正組合員戸数規模別の総合農協数の推移（北海道）

（単位：組合、%）

区 分	H17事業 年度末	22	27	29	30	R1	2	3
200戸未満	36 (28.8)	30 (27.0)	34 (31.2)	35 (32.1)	35 (32.1)	38 (34.9)	37 (33.9)	36 (34.6)
200~399	39 (31.2)	37 (33.3)	35 (32.1)	36 (33.0)	36 (33.0)	34 (31.2)	37 (33.9)	34 (32.7)
400~599	21 (16.8)	19 (17.1)	17 (15.6)	17 (15.6)	20 (18.3)	20 (18.3)	19 (17.4)	17 (16.3)
600~799	9 (7.2)	7 (6.3)	7 (6.4)	5 (4.6)	2 (1.8)	5 (4.6)	4 (3.7)	7 (6.7)
800~999	6 (4.8)	4 (3.6)	6 (5.5)	7 (6.4)	8 (7.3)	6 (5.5)	6 (5.5)	5 (4.8)
1,000戸以上	14 (11.2)	14 (12.6)	10 (9.2)	9 (8.3)	8 (7.3)	6 (5.5)	6 (5.5)	5 (4.8)
計	125 (100.0)	111 (100.0)	109 (100.0)	109 (100.0)	109 (100.0)	109 (100.0)	109 (100.0)	104 (100.0)

資料：農林水産省「総合農協統計表」、北海道農政部調べ

注：（ ）内は構成比でパーセント

（部門別取扱高と経営状況）

総合農協における令和3事業年度（2021事業年度）の部門別取扱高をみると、信用事業については、貯金残高が3兆7,216億円（前期比101.9%）、貸出金残高が7,780億円（前期比100.2%）となり、貯貸率（貸出金残高/貯金残高）が20.9%（前期比0.3ポイント減）となっています。

購買事業の供給高については、生産資材が4,884億円（前期比109.1%）、生活物資が403億

円（前期比107.8%）となったため、全体では、前事業年度に比べ9.0%増加し、5,287億円となっています。

販売事業の取扱高については、米が987億円（前期比88.0%）、農産物（畑作・園芸作物等）が4,000億円（前期比103.2%）、畜産物が6,268億円（前期比101.7%）となったため、全体では、前事業年度に比べ0.9%増加し、1兆1,255億円となっています。

また、令和3事業年度（2021事業年度）の経営状況は、事業総利益が前事業年度に比べ0.5%増加し1,267億円となったものの、事業利益が192億円、経常利益が237億円と減少し、当期剰余金は189億円となりました。

本道の総合農協は、組合員の営農や生活に密着した事業活動を積極的に展開しており、事業総利益を部門別に見ると、都府県と比較して購買・販売事業の割合が高く、信用・共済事業への依存度が低い構造となっていますが、農家戸数の減少による正組合員数の減少や、マイナス金利政策による信用事業収益への影響など、経営を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後とも、総合農協が総合事業体としての機能を一層発揮するためには、引き続き、経営基盤の強化に向けた取組が必要となっています。

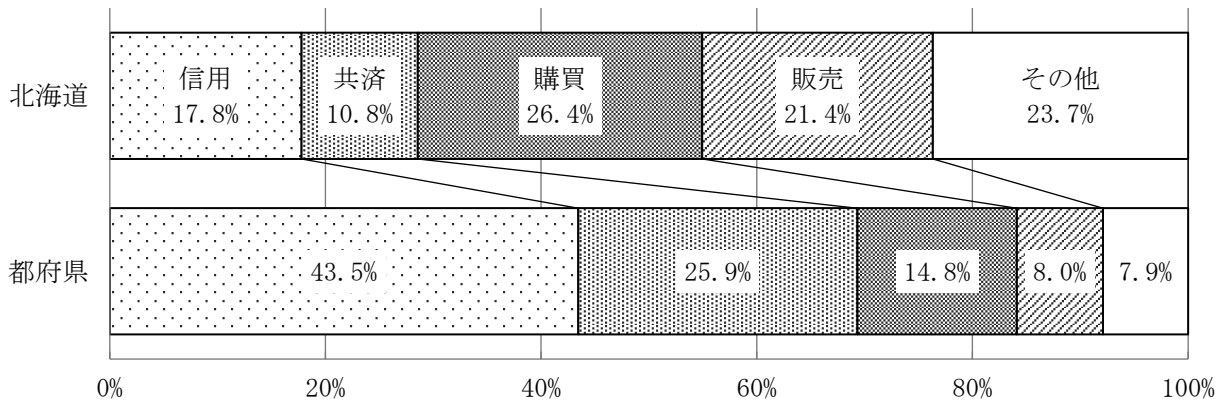
図表8-1-3 総合農協における各事業と損益の推移（北海道）

（単位：億円）

項 目		H17事業 年度末	22	27	29	30	R1	2	3	
事 業	信用貯金残高	27,446	30,040	32,986	35,015	35,471	35,368	36,534	37,216	
	信用貸出金残高	9,171	9,103	8,303	7,774	7,996	7,816	7,764	7,780	
	共済	長期共済保有高	98,723	85,087	75,111	71,639	69,847	68,325	66,954	65,728
		長期共済新規契約高	7,576	5,225	4,359	6,184	5,708	4,977	4,481	4,027
	購買	生産資材	4,130	4,229	4,384	4,463	4,599	4,631	4,476	4,884
		生活物資	769	638	462	400	420	412	374	403
		購買品供給高計	4,900	4,867	4,845	4,862	5,019	5,043	4,850	5,287
	販 売	米	1,060	888	1,090	1,157	1,035	1,076	1,122	987
		農産物	3,613	3,338	3,883	3,760	3,738	3,742	3,875	4,000
		畜産物	4,025	4,297	5,527	5,925	6,057	6,203	6,163	6,268
販売品取扱高計		8,698	8,522	10,500	10,842	10,829	11,020	11,160	11,255	
損	事業総利益（A）	1,284	1,181	1,258	1,232	1,222	1,243	1,261	1,267	
	うち信用事業	260	240	258	239	243	247	233	225	
	うち共済事業	179	159	152	148	147	142	135	137	
	うち購買事業	365	313	313	315	323	317	336	334	
	うち販売事業	221	239	250	254	251	262	263	271	
益	事業管理費（B）	1,195	1,101	1,068	1,063	1,066	1,081	1,063	1,075	
	事業利益（A）-（B）	89	80	190	169	156	162	198	192	
	経常利益	126	109	222	206	197	204	238	237	
	当期剰余金	95	82	180	167	147	143	184	189	

資料：農林水産省「総合農協統計表」、北海道農政部調べ

図表8-1-4 総合農協における事業総利益に占める各部門の割合（令和3事業年度(2021事業年度)）



資料：農林水産省「総合農協統計表」、北海道農政部調べ

図表8-1-5 北海道と都府県の1組合当たり総合農協規模の比較（令和3事業年度（2021事業年度））

(単位：人、百万円)

区分	正組合員数	貯金残高	購買供給高	販売取扱高
北海道	570	35,785	5,084	10,822
都府県	8,514	225,159	3,912	7,143

資料：農林水産省「総合農協統計表」、北海道農政部調べ

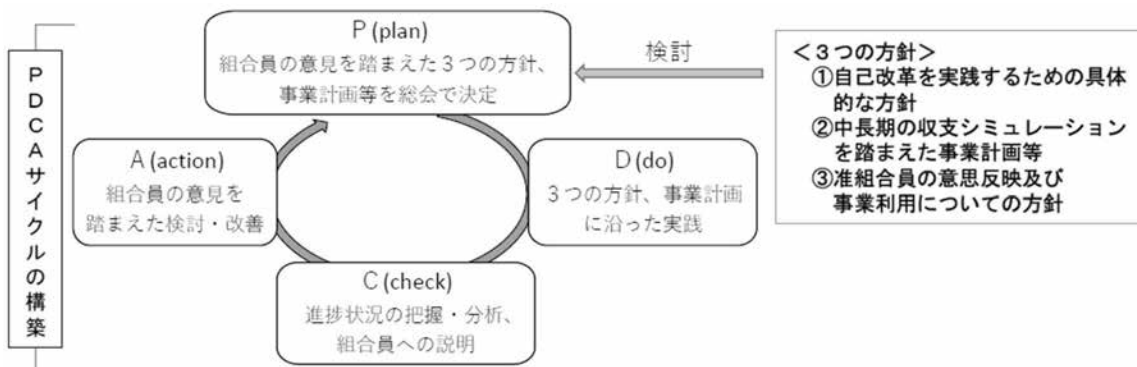
(農協改革と組織基盤の強化に向けた取組)

平成28年（2016年）4月に農業協同組合法が改正され、農業協同組合は、農業者自らが設立した組織として農業者の所得向上に最大限取り組むことを旨とし、農業の成長産業化に向けた農協改革の一層の推進を図ることとされました。

J Aグループ北海道では、平成26年（2014年）11月に「改革プラン」を策定して自己改革を進めており、道は、平成30年度（2018年度）から国の監督指針に基づく「農協との対話」を実施するなどして自己改革を促進してきました。

その後、国は、令和3年（2021年）6月に閣議決定された規制改革実施計画を踏まえ、同年12月に監督指針を改正し、農業協同組合が組合員との対話を通じた自己改革を実践していくための「3つの方針」を総会で決定し、方針や事業計画等に基づく具体的な取組を実践するとともに、P D C Aサイクルを構築することとしました。

図表8-1-6 「3つの方針」と農業協同組合の取組



こうした動きを踏まえ、JAグループ北海道は、令和3年（2021年）11月に開催した第30回JA北海道大会において、将来ビジョン「北海道550万人と共に創る『力強い農業』と『豊かな魅力ある地域社会』」の達成に向けた取組を進めていくことを決議し、自己改革を継続していくこととしました。

また、JAグループ北海道では、平成6年（1994年）に当時の道内237組合を37組合とする農協合併構想を掲げ、それぞれの農業協同組合が事業運営の将来像や合併に対する考え方を検討することとし、その検討結果を踏まえた支援を行っています。令和4年度（2022年度）には、道南の新函館農業協同組合と北檜山町農業協同組合、宗谷管内の北宗谷農業協同組合と稚内農業協同組合が合併し、新たな「新函館農業協同組合」と「北宗谷農業協同組合」として事業を展開しています。これにより、令和5年（2023年）3月末現在の総合農協数は102となっています。

そのほか、広域ブランドの形成など、複数組合による事業連携により、組合が経営基盤の強化に取り組む事例も出てきています。

一方、信用事業を行う農業協同組合は、地域の金融機関としての機能も有していることから、我が国の金融システムの一員としての責任を十分に果たすため、破綻することのない健全な農協系統信用事業の確立と適切な業務運営に取り組む必要があります。このため、各組合と北海道信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）、農林中央金庫が実質的に一つの金融機関として機能する「JAバンクシステム」を構築するとともに、財務内容が脆弱な組合に対しては、中央会とJAバンクが一定の基準に基づき経営改善が必要な組合として指定し、自己資本の増強や不良債権の償却などについて必要な経営改善指導を行っています。その結果、令和2年（2020年）1月、日高管内3組合（新冠町、しずない、ひだか東）が信用事業を信連に譲渡し、以降、3組合は経営刷新計画に即した運営が行われています。信用事業を譲渡した農業協同組合を除くと、令和5年（2023年）3月末現在の総合農協数は99となっています。

国では、JAグループによる自己改革の進展に対して一定の評価を行うとともに、今後の組合経営の持続性を課題として、引き続き自己改革を促進することとしており、道は、農業協同組合の運営が健全かつ適切に行われるよう、関係機関・団体と連携し、経営基盤の強化に向けた指導・監督に取り組むとともに、国による農協改革の方向性（3つの方針）に基づき、農業協同組合の自己改革の更なる進展を促すこととしています。

図表8-1-7 総合農協数の推移

(単位：組合、%)

区分	H18年 3月末 a	23	28	30	31	R2	3	4 b	比率 b/a
北海道	124	111	109	109	109	109	104	104	83.9
うち中央会会員	123	110	108	108	108	108	103	103	83.7
全国	901	745	691	672	649	627	598	585	64.9

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」、北海道農政部調べ

図表8-1-8 近年の合併状況（北海道）

年度	合併年月日	組 合 名	合 併 時 の 正組合員戸数	合 併 参 加 組 合
H17	17.9.1	足 寄 町	302	足寄町、足寄町開拓
18	18.6.1	えんゆう	422	えんゆう、丸瀬布町、生田原町
	18.6.1	釧路丹頂	376	音別町、鶴居村、幌呂、白糠町
19	20.2.1	上川中央	444	上川町、愛別町
	20.2.1	オホーツク網走	598	オホーツク網走、東藻琴村
20	21.2.1	そらち南	989	由仁町、栗山町
	21.3.1	宗 谷 南	146	北見枝幸、歌登
	21.3.1	北 宗 谷	277	沼川、豊富町
21	21.4.1	道東あさひ	651	別海、上春別、西春別、根室
23	24.4.1	北オホーツク	248	興部町、おうむ
26	27.2.1	びらとり	788	平取町、富川
R2	3.2.1	る も い	879	南るもい、苫前町、オロロン、天塩町
	3.3.1	東 宗 谷	161	東宗谷、中頓別町
	3.3.1	十勝池田町	270	十勝池田町、十勝高島
4	5.2.1	新 函 館	1,976	新函館、北檜山町
	5.3.1	北 宗 谷	316	北宗谷、稚内

資料：北海道農政部調べ

2 農業共済組合

（農業共済組合が果たす役割と求められる効率的な組合運営）

農業共済組合は、農業保険法に基づき、農業者自らが支払う掛金と国庫補助を財源として収入保険と農業共済の2つの制度を運営しており、これら農業保険により、自然災害等の不慮の事故により農業者が受ける経済的な損失の補てんを行っているほか、被害の未然防止を図る損害防止事業を行っており、農業者の経営安定に大きな役割を果たしています。

農業共済組合の運営は、国の事務費負担金と農業者からの賦課金を主要な財源としており、適正かつ効率的な組合運営が求められていることから、国は、平成22年（2010年）11月に、「農業共済団体等における1県1組合化の推進について」を各都道府県あてに発出し、合併による組合運営の効率化を推進しています。

本道においては、平成29年（2017年）に全道5組合体制（みなみ北海道・北海道中央・十勝・北海道ひがし・オホーツク）へ移行しましたが、更なる組合運営の効率化を目指して合併に向けた協議を重ね、令和4年（2022年）4月1日付けで、新たに道内一円を区域とする「北海道農業共済組合（呼称：NOSA I 北海道）」が発足しました。

1組合化を経て、令和4年（2022年）5月1日付けで北海道農業共済組合連合会の権利義務を新組合に承継し、これまで組合、連合会、国の3段階で運営してきた農業共済事業の体制は、特定組合（1県1組合）として2段階の運営となり、一層の運営コストの低減と効率化が期待されます。

なお、共済引受面積や引受家畜頭数を点数化した事業規模点数は、農業共済から収入保険への移行等により、令和4年（2022年）で804万4千点となっています。

図表8-2-1 事業規模点数別農業共済組合数の推移（北海道）

（単位：組合、千点）

事業規模点数区分	H17年度	22	27	29	30	R1	2	3	4	
50万点以上	4	5	4	5	5	5	5	5	1	
20万点以上	16	13	13	—	—	—	—	—	—	
15万点以上	2	1	1	—	—	—	—	—	—	
組 合 計	22	19	18	5	5	5	5	5	1	
事業規模点数合計	10,154	10,717	10,779	10,729	10,747	10,861	8,713	8,231	8,044	
1組合当たり平均点	全道	462	564	599	2,146	2,149	2,172	1,646	1,646	—
	全国	—	—	232	320	353	399	527	—	—

資料：農林水産省「農業共済組合等組織の概況」、北海道農政部調べ

注：1）事業規模点数は共済引受面積等を点数換算したもので、組合の事業規模を測る目安となる。

2）各年度4月1日現在（事業規模点数は、前年度の実績を基に算出）。

3）令和3事業年度（2021事業年度）以降は、農林水産省がデータ非公表としたため、全国に関する点数は不明。

（農業保険の加入促進）

昭和22年（1947年）に発足した農業共済制度は、品目を限定して自然災害による収穫量の減少等の損失を補てんするのに対し、品目の枠にとらわれず価格低下も含めた収入減少を補てんする新たなセーフティネットとして、平成31年（2019年）1月から、農業者ごとの収入全体に着目した収入保険制度が開始されました。道内の収入保険加入者数は、令和4年（2022年）で

5,473件（前年比1,045件増）、令和5年（2023年）で5,820件と着実に増加しています。

農業経営の安定を図る上で、農業共済制度や収入保険制度といった農業保険の果たす役割は極めて大きく、国ではこれら制度の補償内容の充実を図ってきており、道では、今後とも関係機関・団体と連携し、農業者の農業保険への加入促進に向けた取組を積極的に行っていくこととしています。

農業共済の種類と対象としている農作物等

- ・農作物共済事業：水稲、麦
- ・家畜共済事業：牛、馬、豚
- ・果樹共済事業：りんご、ぶどう（令和3年産から）
- ・畑作物共済事業：ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ
- ・園芸施設共済事業：特定園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む。）
- ・保管中農産物補償共済事業：倉庫等で保管している農産物、果樹、畑作物の各共済に加入している農産物

（農業保険の加入率）

農業共済制度と収入保険制度を合わせた農業保険の加入率は、令和3年度（2021年度）では、農作物共済の対象作物が98.3%、畑作物共済の対象作物が90.2%、果樹共済の対象作物が14.0%、園芸施設共済が60.7%、家畜共済が91.0%となっており、農作物共済が当然加入から任意加入となったことにより若干低下したものの、主要な農作物の中では高い加入率で推移しています。

図表8-2-2 農業保険（農業共済＋収入保険）の加入率の推移（北海道）

（単位：％）

区 分	H17年度	22	27	29	30	R1	2	3
農作物共済＋収入保険	99.5	99.8	100.7	100.6	100.5	98.6	98.5	98.3
畑作物共済＋収入保険	68.3	75.6	82.1	83.5	83.9	85.9	87.4	90.2
果樹共済＋収入保険	25.3	12.5	10.8	23.9	22.5	25.6	11.3	14.0
園芸施設共済	(74.5)	(75.6)	(75.5)	(72.0)	(77.3)	60.5	60.7	60.7
家畜共済	(75.3)	(78.9)	(76.0)	(73.4)	(72.9)	91.3	91.1	91.0

資料：農林水産省「作物統計」、「農業保険の加入率」、北海道農業共済組合連合会「共済事業統計」、「業務報告書」

注：1）平成30年度（2018年度）までの加入率は、園芸施設共済は棟数ベース、家畜共済は頭数ベースで算定。

令和元年度（2019年度）からの加入率は、園芸施設共済、家畜共済ともに戸数ベースで算定。

2）平成30年度（2018年度）までの農作物共済の加入率は、農業共済組合の引受面積と農林水産省「作物統計」の作付面積との比較により算出していることから、100%を超える数値となっている年がある。

3）農作物、畑作物及び果樹は各共済と収入保険を合算した対象作物の面積ベース、園芸施設共済及び家畜共済は戸数ベース。

（共済金等の支払状況）

令和4年度（2022年度）は、6月以降の降雹による茎葉損傷、8月の豪雨による農地の浸水や冠水の被害、年末の風雪によるハウスへの被害などがあり、令和5年5月末現在で、共済金の支払金額は、農作物共済が39億8,700万円（令和3年度（2021年度）12億8,700万円）、畑作物共済が32億300万円（同53億7,700万円）、園芸施設共済が2億7,000万円（同3億6,100万円）、家畜共済が274億5,400万円（同287億1,600万円）、全体では349億1,600万円（同357億4,200万円）となり収入保険加入者への保険金等の支払件数及び金額は、66件、3億4,900万円（令和3年度（2021年度）2,126件、82億1,400万円）となっています。

3 土地改良区

(期待される役割)

土地改良区は、土地改良法に基づき土地改良事業参加者を組合員として知事の認可により設立された法人で、ダムや農業用水路等の土地改良施設の維持管理、農業用水の利用調整のほか、農業生産基盤整備の推進主体として、地域農業の振興に重要な役割を果たしています。

また、国土保全や景観保全などの多面的機能を有する土地改良施設の維持管理を通じて、農村環境の保全に重要な役割も果たしており、こうした役割を広く道民に理解してもらうため、地域住民や学校教育などと連携し、地域資源である施設の大切さを伝える運動に取り組んでいます。

今後も、農業・農村の活性化を図るため、地域や農業振興に取り組む他の組織と連携を強化し、土地改良区の役割を一層発揮していくことが重要です。

図表8-3-1 土地改良区の管理施設（令和3年度（2021年度）末現在）（北海道）

（単位：箇所、km）

施設名	貯水池	頭首工	揚・排水機	用水路	排水路	農道
施設数・延長	341	891	2,372	19,134	9,270	5,477

資料：北海道農政部調べ

(運営基盤の強化)

道内の土地改良区は、平成2年度（1990年度）に道が策定した「土地改良区統合整備基本計画」等により、組織の統合や施設管理体制の再編などが進められ、130区あった土地改良区は、令和5年（2023年）3月末現在で、72区となっています。

一方、組合員数が減少する中で、土地改良区には、より一層の組織運営体制の構築が求められており、今後とも公共的な組織としてその機能を十分発揮していくため、引き続き、組織運営基盤の強化を着実に進めていく必要があります。

図表8-3-2 土地改良区の組織状況（北海道）

(単位：区、ha、人)

区 分	H2年度	17	22	27	29	30	R1	2	3
区 数	130	87	78	73	73	73	73	73	72
地区面積	320,419 (2,465)	300,728 (3,457)	297,202 (3,810)	259,677 (3,557)	259,306 (3,552)	258,670 (3,543)	257,261 (3,524)	256,964 (3,520)	256,477 (3,562)
組合員数	57,959 (446)	38,120 (438)	32,693 (419)	27,317 (374)	26,049 (357)	25,453 (347)	24,735 (339)	23,956 (328)	23,366 (325)
役員数	1,457 (11.2)	965 (11.1)	871 (11.2)	800 (11.0)	795 (10.9)	784 (10.7)	785 (10.8)	785 (10.8)	780 (10.8)
職員数	809 (6.2)	629 (7.2)	578 (7.4)	590 (8.1)	599 (8.2)	610 (8.4)	615 (8.4)	616 (8.4)	612 (8.5)

資料：北海道農政部調べ

注：（ ）内は、1区当たりの平均。

図表8-3-3 土地改良区の財務状況（北海道）

(単位：百万円、千円/区)

区 分	H2年度	17	22	27	29	30	R1	2	3	
決 算 額	45,784	34,071	25,123	25,697	26,642	27,203	29,138	31,351	30,096	
主 な 収 入	賦課金(経常)	7,787 (59,900)	8,160 (93,794)	7,761 (99,497)	8,386 (114,877)	8,604 (117,863)	8,295 (113,630)	8,648 (118,466)	8,859 (121,356)	8,870 (123,194)
	賦課金(特別)	12,500 (96,154)	5,958 (68,484)	4,360 (55,899)	3,475 (47,603)	3,221 (44,123)	3,207 (43,932)	3,138 (42,986)	3,259 (44,644)	3,053 (42,403)
	借 入 金	6,942 (53,400)	5,833 (67,050)	2,014 (25,815)	2,584 (35,397)	3,870 (53,014)	5,045 (69,110)	6,141 (84,123)	6,054 (82,932)	5,765 (80,069)
主 な 支 出	運 営 費	6,164 (47,415)	6,055 (69,592)	5,367 (68,807)	5,106 (69,945)	5,186 (71,041)	5,283 (72,370)	5,543 (75,932)	5,459 (74,781)	5,534 (76,861)
	維持管理費	4,185 (32,192)	4,220 (48,510)	3,683 (47,215)	4,806 (65,836)	4,382 (60,027)	4,435 (60,753)	4,450 (60,959)	4,383 (60,041)	4,394 (61,028)
	償 還 金	18,261 (140,469)	11,785 (135,456)	7,852 (100,662)	5,270 (72,192)	4,545 (62,260)	3,997 (54,753)	4,373 (59,904)	5,551 (76,041)	5,077 (70,514)
借入金残高	148,942 (1,100,323)	57,967 (666,284)	45,360 (581,542)	31,882 (436,740)	30,984 (424,439)	32,521 (445,493)	34,301 (469,877)	34,609 (474,096)	35,707 (495,931)	

資料：北海道農政部調べ

注：（ ）内は、1区当たりの平均。

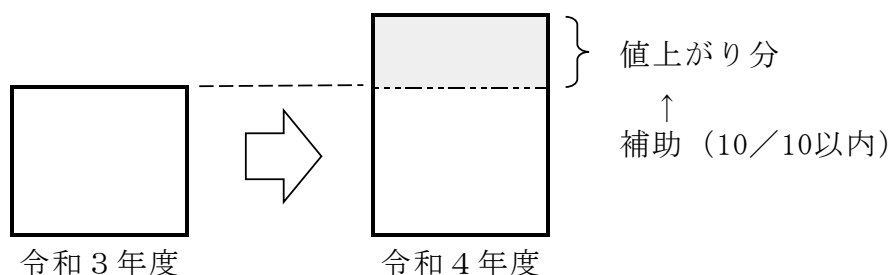
～ 農業水利施設の電気料金高騰に対する支援 ～

国内の農事用電力の9割は、農業水利施設の電力量が占め、電気を使用する農業生産活動の中では、最も多い状況となっており、道内の土地改良区においても、ダムや頭首工、揚水機場など施設の稼働に多くの電力を使用しています。

令和4年度（2022年度）は、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化や円安基調による原油価格の高騰に伴う電気料金の値上がりにより、農業水利施設の適切な維持管理に支障が生じることや土地改良区の安定的な運営に影響を及ぼすことが懸念されたことから、道では、農業用水の使用期間（5月～8月）における農業水利施設に係る電気料金の値上がり分に対し、支援を実施しました。

○ 農業水利施設電気料金高騰対策緊急支援事業の概念図

< 電気料金（5月～8月） >



4 農業委員会・農業会議

（高まる農業委員会の役割）

農業委員会は、農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」という。）に基づく市町村の行政委員会で、道内においては、800haを超える農地（以下「必置基準面積」という。）がある市町村に設置することとされており、179市町村のうち169市町村に170委員会（北見市では2委員会を設置）が設置されています。

農業委員は、市町村長が、市町村議会の同意を得て任命しており、原則として委員の過半数が認定農業者となることとされています。

また、「必置基準面積以下」又は「担い手への農地集積率70%以上かつ遊休農地率1%以下」のいずれかの条件に該当する場合を除いて、農業委員会は、農業委員とは別に、農地利用最適化推進委員を委嘱することになっており、道内では15の農業委員会が委嘱をしています。

農業委員会は、農地法や基盤法、土地改良法等に基づく農地の利用調整や権利移動に関する業務を行っているほか、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の最適化に関する業務を行っていますが、「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が令和4年（2022年）5月20日に成立し、法定化された「地域計画」の策定や、機構を中心とする担い手への農地の集積・集約化を進める上で、農業委員会の果たす役割は一層重要なものとなっています。

図表8-4-1 農業委員会数等の推移（北海道）

年次	農家戸数（戸）	農業委員会数	農業委員等数（人）	
				うち農地利用最適化推進委員
S45	165,978	211	3,802	-
55	119,644	213	3,734	-
60	106,825	208	3,529	-
H2	94,971	206	3,424	-
7	80,517	203	3,318	-
12	69,841	201	3,228	-
17	60,334	189	2,717	-
22	52,290	173	2,440	-
27	45,213	170	2,371	-
30	43,064	170	2,409	108
R1	42,509	170	2,403	105
2	42,330	170	2,398	105
3	41,396	170	2,394	105
4	40,753	170	2,384	104

資料：農林水産省「農業委員会及び都道府県農業会議実態調査結果」

注：1）農業委員等数は、農業委員と農地利用最適化推進委員数をいう。

2）農業委員会を置いていない市町村は、上砂川町、歌志内市、神恵内村、泊村、室蘭市、鹿部町、利尻町、利尻富士町、礼文町及び羅臼町。

(農業会議の役割)

北海道農業会議は、各農業委員会の会長や全道的な農業団体の代表及び学識経験者等を会員とする一般社団法人で、農業委員会法に基づく農業委員会ネットワーク機構として、北海道知事から指定されています。

北海道農業会議では、法令で義務付けられた答申や各市町村農業委員会への助言に加え、農業委員会の事務の効率的かつ効果的な実施に資するため、農業委員会相互の連絡調整、情報提供活動等を行っているほか、地域で農地業務を担当する職員を対象とした研修会や、農業経営の法人化の推進に向けた研修会等を開催するなど、優良農地の確保や有効利用、認定農業者や農地所有適格法人の育成・支援に関する業務等にも取り組んでいます。